

京都市告示第448号

京都市地球温暖化対策条例第50条第3項の規定に基づき、緑化面積算定基準を次のとおり制定します。

平成24年3月22日

京都市長 門川 大作

(目的)

第1条 この基準は、京都市地球温暖化対策条例（以下「条例」という。）第50条第3項の規定に基づき、緑化施設の面積及び太陽光発電装置の面積の算定に関し必要な事項を定めるものである。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、条例及び京都市地球温暖化対策条例施行規則において使用する用語の例による。

(緑化面積の算定)

第3条 緑化面積は、次の各号に掲げる緑化施設の区分に応じ、当該各号に定める方法により算定した面積の合計とする。

- (1) 建築物の外壁の直立部分に整備された緑化施設については、緑化施設が整備された外壁の直立部分の水平投影の長さの合計に1メートルを乗じて得た面積
- (2) (1)に掲げる緑化施設以外の緑化施設については、次に掲げる緑化施設の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定した面積の合計
 - ア 樹木については、次のいずれかの方法により算定された面積の合計
 - (ア) 樹木ごとの樹冠（その水平投影面が他の樹冠の水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積の合計
 - (イ) 樹木（高さ1メートル以上のものに限る。以下(イ)において同じ。）ごとの樹冠の水平投影面について、次の表の左欄に掲げる樹木の高さに応じてそれぞれ同表の右欄に掲げる数値をその半径とし、当該樹木の幹の中心をその中心とする円とみなして算定した当該円（その水平投影面が他の樹木の幹の中心をその中心とする円とみなしてその水平投影面積を算定した当該円の水平投影面又は(ア)の樹冠の水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積の合計

樹木の高さ	半径
1メートル以上 2.5メートル未満	1.1メートル
2.5メートル以上 4メートル未満	1.6メートル
4メートル以上	2.1メートル

(ウ) 敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち樹木が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分であって、次に掲げる条件の全てに該当するもの（その水平投影面が(ア)の樹冠の水平投影面又は(イ)の円の水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積の合計

a 当該被われている部分に植えられている樹木の本数が、次に掲げる算式を満たすものであること。

$$A \leq 18T_1 + 10T_2 + 4T_3 + T_4$$

（この算式において、A、T₁、T₂、T₃、T₄は、それぞれ次の数値を表すものとする。

A 当該被われている部分の水平投影面積（単位平方メートル）

T₁ 高さが4メートル以上の樹木の本数

T₂ 高さが2.5メートル以上4メートル未満の樹木の本数

T₃ 高さが1メートル以上2.5メートル未満の樹木の本数

T₄ 高さが1メートル未満の樹木の本数)

b aの樹木が当該被われている部分の形状その他の条件に応じて適切な配置で植えられていること。

イ 芝その他の地被植物については、敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち芝その他の地被植物で表面が被われている部分（その水平投影面がアの規定によりその水平投影面積を算定した水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積

ウ 花壇その他これに類するものについては、敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち草花その他これに類する植物が生育するための土壌その他の資材で表面が被われている部分（その水平投影面がア又はイの規定によりその水平投影面積を算定した水平投影面と重複する部分を除く。）の水平投影面積

エ 前号の施設又はアからウまでの施設に附属して設けられる園路，土留，水流及び池その他の施設については，次の方法により算定された面積の合計

(ア) 水流及び池その他これらに類するものについては，敷地内の土地又はその土地に存する建築物その他の工作物のうち水流，池その他これらに類するものの存する部分（その水平投影面がアからウまでの規定によりその水平投影面積を算定した水平投影面と重複する部分を除き，樹木，植栽等と一体となって自然環境を形成しているものに限る。）の水平投影面積

(イ) 前号の施設又はアからエ(ア)までの施設に附属して設けられる園路，土留その他の施設については，当該施設（その水平投影面がアからエ(ア)までの規定によりその水平投影面積を算定した水平投影面と重複する部分を除き，前号及びアからエ(ア)までの規定により算定した面積の合計の4分の1を超えない部分に限る。）の水平投影面積

2 太陽光発電装置の面積は太陽光発電装置のパネル，架台等に係る水平投影面積の合計とする。

（補則）

第4条 この基準の施行に関し必要な事項は，都市計画局建築技術担当局長が定める。

附 則

この基準は，平成24年4月1日から施行する。

（環境政策局地球温暖化対策室）